

MFS インベストメント・マネジメント 責任投資方針

当社は、お客様より長期的な投資目標を達成するべく受託者として任命されております。当社では、総じてお客様の目的は適切なリスクの範囲内でポートフォリオのリターンを最大化することと理解しております。この目的を達成するため、当社は、通常、長期的な競争優位性を持つ企業に焦点を当てた投資アプローチを採用しています。当社は、環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG）に関する課題が企業の価値に影響を与え得ると考えています。それゆえ、お客様が投資目標を達成し、経済的利益を守ることができることに寄与するという当社の受託者責任に合致する範囲内で、ESG要素を当社の運用プロセスおよび株主としての行動に組み込みます。

当社は2009年にMFS責任投資委員会を設置し、ESGインテグレーション・プロセスの実行を支える体制を構築するとともに、MFS責任投資とエンゲージメントに関する方針を策定しました。責任投資委員会は、当社の責任投資の取り組みに関する会議体であり、運用チームのメンバーを含むMFSの様々な事業部門の代表者によって構成されています。2017年、当社はMFSサステナビリティ・グループを設置しました。このグループには、MFSの社長、各アセットクラスの最高投資責任者（CIO）、最高投資リスク責任者の他、運用、販売および議決権行使チームのメンバーが含まれます。サステナビリティ・グループの目的は、全社にわたる持続可能な投資の実践をさらに加速させることです。

ESG 課題の運用プロセスへの組み入れ

当社は、株主価値にとって重要と考える範囲内で、ESG要素を投資分析に組み込みます。特に、経営優良企業は、多くの場合、長年にわたり他の企業より低いボラティリティで高いリターンを達成することが分かっています。当社は、お客様から指示された場合または適用法令を遵守するためにのみ、ESG課題に関連するものを含め特定の制限をお客様のポートフォリオに設定します。一般的に、ESG要素を投資分析に組み込むのは、株式および債券への投資に対してとなります。ESG要素を分析に組み込む上で、運用チームのメンバーは、以下の一般原則に準拠します。

- 投資先の評価にあたり、運用チームのメンバーは、株主価値にとって重要であり、長期的な経済的影響があると考えられる範囲内で、企業の ESG 方針および企業に影響を与え得る ESG 要素を考慮します。
- 運用チームのメンバーは、各自のリサーチ、運用チームの他のメンバーのリサーチおよび第三者のリサーチを通じて、投資先企業の ESG 方針を理解するように努めます。

株式運用チームによる ESG 課題の組み入れ

株式運用チームのメンバーによる分析および重要な問題のモニタリングを補助するため、当社は、ESG 課題に関する外部機関のリサーチを取得します。株式運用チームには、2名の ESG 専任アナリストも所属しており、ESG に関する課題の評価において運用チームを支援します。また、株式ポートフォリオ・マネジャーは、年 2 回、投資管理委員会のメンバーと会合を持ち、自身が運用するポートフォリオの重大なリスク・エクスポージャーについて協議します。このレビューでは、ESG 格付け（外部の調査機関から取得）の低い企業に対するベンチマーク比エクスポージャーについても協議します。

債券運用チームによる ESG 課題の組み入れ

債券運用チームは、ESG課題を含めて証券のバリュエーションに重大な影響を与え得るすべての要素を認識するように努める包括的なリサーチ・プロセスを実行します。債券運用チームには、1名の ESG 専任アナリストが所属しており、ESG に関する課題の評価において運用チームを支援します。当社は現在、当社が運用する債券ポートフォリオに係る投資分析と意思決定プロセスに ESG 関連要素を組み入れる最善の方法を把握するように努めています。債券投資において ESG 課題を考慮するための明示的かつ体系的なフレームワーク（公式なガイドラインや手続き等）は、グローバル投資運用業界全体にわたり、まだ初期の発展段階にあると当社は見えており、現在のプロセスはそのトレンドを反映していると考えます。

ESG 課題の株主行動への組み入れ

当社は、主に当社が議決権行使権限を委託されているお客様の保有証券に関する議決権行使に際し、ESG 課題を考慮することによって、ESG 課題を当社の株主行動に組み入れています。議決権行使は、議決権行使委員会がこれを監督しており、議決権行使の方針に関しては、当社において各種の議決権行使に関する方針および手続きを策定しています。

ESG 要素を議決権行使に組み込むに当たり、当社は、原則として、ESG 課題に関して企業の株主の経済的利益を長期的に最大化すると考える議案を支持します。特に、ガバナンスに関してお客様の経済的利益を長期的に最大化すると考える議案については、原則として支持します。そうした議案には以下の議案が含まれますが、これらに限定されません。(i) 取締役の毎年選任、(ii) 特別多数決議要件の排除、(iii) 取締役の選任における多数決制の実施、(iv) 単独株主による投票に対するポイズンピルの提出、(v) 書面決議を行う株主の権利、(vi) 株主の株主総会招集請求権、(vii) 無記名投票の実施、(viii) 役員報酬慣行に関する勧告的決議（一般的に「Say on Pay（セイ・

オン・ペイ) 」といたします) を行う株主の権利、(ix) 3%以上の持分を3年間保有する株主による取締役候補者を提案する権利「プロキシ・アクセス」を求める妥当な内容の株主提案、(x) 特定の状況下での会長とCEOの職務の分離。同様に、当社は妥当な内容の以下の株主提案を支持します。(i) 環境問題が企業の業務に与える影響に関して情報開示を求めるもの、(ii) 企業の雇用機会均等方針を修正して性的志向や性別に基づく差別の禁止を求めるもの、(iii) 企業の政治献金に関して追加の情報開示を求めるもの。議決権行使方針および手続きの全文については、当社ウェブサイト (www.mfs.com) の議決権行使セクションをご覧ください。

エンゲージメント活動

通常のリサーチ・プロセスにおいて、運用チームは、投資先および投資先候補の企業との面談の中で、対話を通じて企業の行動および目標に対する理解を深めることによって株主価値を向上させることができると考える場合、ESG 関連の課題等を取り上げます。ESG 専任の株式アナリストは、株式運用チームのメンバーが経営陣との対話で取り上げるべき個別具体的な ESG 関連の課題を多くの場合で提起します。潜在的なエンゲージメントの話題としては以下の例が挙げられます。(i) 取締役会の独立性、経営者の株主重視、役員報酬を含むコーポレートガバナンス事項、(ii) 労使関係および労働者の安全、(iii) 環境に関するステュワードシップおよび関連する安全管理とリスク管理、(iv) 地域住民の団体、政府および非政府組織との交流。

同様に、議決権行使チームのメンバーも、企業の株主総会資料に記載された特定議案に対する理解を深めると考える場合、企業または他の株主とのエンゲージメントを行います。企業と対話する題材として、役員報酬、取締役の説明責任、様々な ESG 課題に関する株主提案などが挙げられます。当社は、正式な議決権行使の通知に先立ち企業とのエンゲージメントを行い、ESG 課題に関する特定の提案に対する当社の見解について対話を行うこともあります。

利益相反

当社の議決権行使方針および手続きは、投資先企業における議決権行使に関して重大な利益相反が生じる可能性がある場合の管理方法を定めています。当社の方針は、他の当事者の利益または当社の利益ではなく、お客様の経済的利益を長期的に最大化すると当社が考えるように、議決権行使を決定することです。MFS 議決権行使委員会のメンバーまたは行使判断に関与するその他の従業員が当該行使判断に関して個人的な利害があると認められる場合、その者を行使プロセスから除外しなければなりません。さらに、議決権行使委員会には、顧客対応、営業または販売を主たる職責とする個人が含まれません。加えて、当社が (i) 議決権行使方針または手続きにおける特定のガイドラインとは異なる行使を検討する場合、(ii) 方針における特定の

ガイドラインに定められていない事項を検討する場合、(iii) 取締役の選任に関連して過剰な役員報酬の問題を評価する場合、または (iv) 運用チームとの協議を必要とする事項を検討する場合、当該事項にMFSと重大な関係を有する発行体が関与しているか否かを確認します。利益相反が生じる可能性が認められる場合、MFS議決権行使委員会は、議決権行使が最終的に当社の利益ではなく、お客様の経済的利益を長期的に最大化すると当社が考えるように行われるように、行使案を慎重に評価し、MFSコンフリクト・オフィサーに事案を報告します。

行動規範およびガイドライン

多くの業界団体、事業者団体およびその他の多国間イニシアチブは、責任投資に関する行動規範およびガイドラインを採用してきました。これらの行動規範およびガイドラインは、変化および発展を続けています。当社が特定の行動規範の文言に従うことによって形式主義的な責任投資アプローチを取ることは、必ずしもお客様の経済的利益にならないと考えていますが、行動規範がお客様の長期的な経済的利益および上記の当社の投資方針に合致すると考える範囲内で、当社は行動規範を支持します。当社が特定の行動規範に記載された原則をどのように組み入れているかの説明については、当社ウェブサイトをご覧ください。

2010年2月、MFSは国連責任投資原則（PRI）に署名しました。PRIの6原則は、ESG課題を投資アプローチおよび株主行動に組み入れるための自発的かつ野心的なフレームワークを提供します。PRIの原則は当社の責任投資アプローチと一致していると当社は考えています。

協調的取り組み

協調的なエンゲージメントの取り組みについて同じ考えを持つ他の運用会社およびアセットオーナーと協働することは、多くの場合、ESG課題およびESG課題を運用プロセスに組み込むことで業界にもたらされる課題を理解することに役立つと当社は考えています。当社は、責任投資またはESG課題に関する協力団体・組織に参加すべきか、様々な協調的イニシアチブを支持すべきかを定期的に評価しています。例えば、当社は現在、気候変動および世界の最大企業から排出される温室効果ガスが企業にもたらすリスクと機会に関する情報を求める協調的なエンゲージメントの取り組みである、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに署名しています。MFSは、検討する価値がある则认为る課題に関して規制当局とコミュニケーションを取ることもあります。

報告

議決権行使権限を当社に委託されているお客様には、お客様のポートフォリオにおける議決権行使の概要報告をご提供します。当社が運用会社を務めている特定の集団投資ビークルにおける議決権行使については、四半期毎に公表しています。当該集団投資ビークルの議決権行使記録は、当社ウェブサイト（www.mfs.com）の議決権行使セクションにてご覧いただけます。また、当社の議決権行使およびエンゲージメント活動の概要を含む持続可能な投資アニュアルレポートを毎年公表しています。同レポートは、当社ウェブサイト（www.mfs.com）の持続可能な投資セクションにてご覧いただけます。また、当社が参加している協力団体・組織からの要請に応じて、責任投資の取り組みについて報告しています。

追加情報について

MFSの責任投資に対するコミットメントについてご関心のあるお客様は、顧客サービス担当者にご連絡ください。

本資料は、情報提供を目的としてマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（MFS）及び当社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではなく、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は、MFS又は当社が信頼できると判断したデータ等に基づき作成しましたが、その正確性及び完全性を保証するものではありません。本資料は、作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。本資料は具体的な商品をご説明するものではありませんが、当社が提供する金融商品は、市場における価格の変動等により、元本欠損が生じる場合があります。また、お客様にご負担いただく手数料等は、各商品、サービスにより異なり、運用状況等により変動する場合がありますため、予め金額または計算方法等を表示することはできません。ご投資に際しては、必要に応じて専門家にご相談の上、最終的な判断はお客様ご自身でなさるようお願い致します。本資料に基づいてとられた投資行動の結果については、MFS及び当社は一切責任を負いません。詳しくは契約締結前交付書面、その他の開示資料等をお読みください。

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第312号

加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会